

事例紹介

～働き方改革関連法～



(1) 題材とする議員立法

働き方改革関連法



世論、社会経済情勢の変化

閣法の動き

- ✓ 過労死、長時間労働などが社会問題化
- ✓ 正規雇用と非正規雇用の待遇格差の是正などを求める世論
- ✓ 多様で柔軟な働き方を求める世論

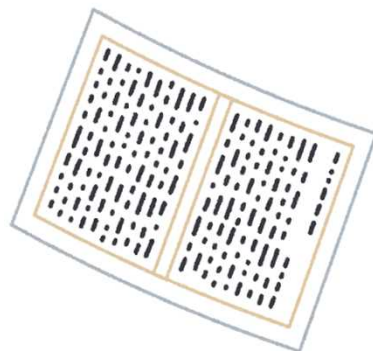
平成29年3月28日

政府が「働き方改革実行計画」を決定し公表

平成29年9月15日

厚生労働省の労働政策審議会において「働き方改革関連法案」の要綱の審議が終了

⇒ 衆議院の解散を経て、平成30年の国会には「働き方改革関連法案」が提出される可能性が高まった



(2-1) 対案（国民民主党案）

① 立案依頼



平成30年1月上旬

民進党・希望の党（後に国民民主党）より「働き方改革関連法案」の対案を検討したいとの連絡

⇒ 衆議院法制局に立案依頼

社会的に大きな注目を集める問題への政策的対応に関与

「民進党・希望の党の合同部会」における政策議論をサポートし、政策構想の具体化を手伝ってほしい



法的観点からのアドバイス、法制度に関する調査、議論の整理などをサポート

政策構想を練るスタートの段階から補佐

(2-1) 対案 (国民民主党案)

② 法制度化の検討



平成30年1月上旬～ **法制度化の検討**



勤務間インターバル規制を導入するべきではないか



インターバル規制を導入するための労働基準法の改正を検討

働き方の原則について、法律に規定するべきではないか

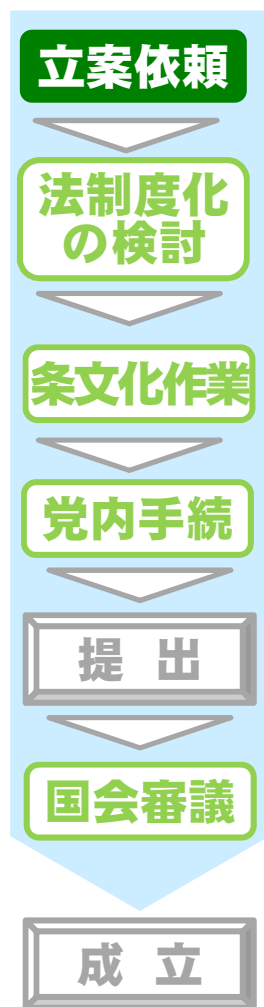


働き方の原則を規定するための雇用対策法の改正を検討

法的素養に加え、幅広い視野が求められる作業

(2-2) 対案 (立憲民主党案)

① 立案依頼



平成30年1月中旬

立憲民主党より「働き方改革関連法案」の対案を検討したいとの連絡

⇒ 衆議院法制局に**立案依頼**

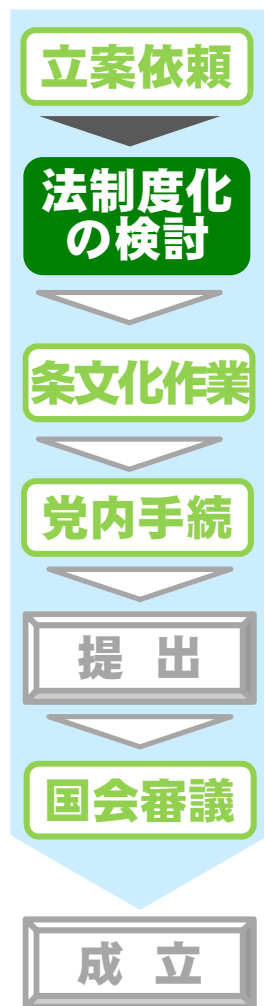
同一の案件について、
複数の政党から立案依頼



厳格な守秘義務のもと、公正・中立に両党の対案作成をサポートする

(2-2) 対案 (立憲民主党案)

② 法制度化の検討



平成30年1月上旬～ 法制度化の検討

残業時間の上限規制をより厳格にするべきではないか

残業時間の上限について閣法とは異なる法改正を検討

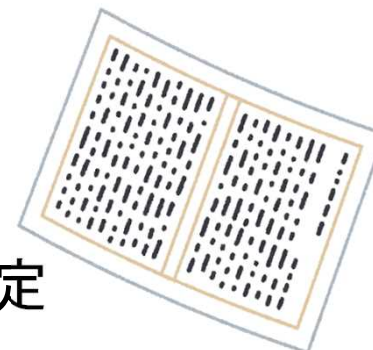
正規と非正規労働者の間の待遇差についてどのように是正するか

閣法の内容では不十分であり、より効果的な是正策を検討

柔軟な発想が求められる創造的な作業

(2-3) 対案 (立憲案・国民案)

① 条文化作業



立案依頼

立憲民主党、国民民主党内で法制度の骨格が決定

法制度化
の検討

⇒ **条文化作業が本格化**

条文化作業

表現の正確さ・簡潔さ・平易さのバランスに留意しつつ、固まった
法制度設計を具体的な条文の形に (局内審査を経て確定)

党内手続

提出

立法技術を駆使した専門的・技術的な作業

国会審議

成立

- ✓ 国会の審議スタートの日程が迫る
- ✓ 審議の日程に法案を間に合わせるべく、課員が一丸となって条文化作業を進める

(2-3) 対案 (立憲案、国民案)

② 党内手続～提出

平成30年4月

立憲民主党、国民民主党の**党内手続**(法案を国会に提出するために必要な政党の内部手続)をサポート

党内手続・他党への説明のいずれにおいても、説明資料の作成・法案説明の補佐・質問への対応など、依頼議員を補佐



国民民主党 雇用対策法・労働基準法・労働契約法 改正案【全体像】

雇用対策法改正 ※公布日施行

- 1. 基本的理念に ① 正規雇用(無期、直接、フルタイム)を原則としつつ、本人の希望に応じて、公平・適正な待遇等による多様な形態での就業機会の確保 ② 採用、労働条件、職業訓練の受講、雇用関係の終了等について不当な差別的取扱いを受けないようにすること を新たに規定
- 2. 国の施策として、労働者の希望に応じた多様な働き方を確保し、職務の価値の適正な評価と待遇の確保 を規定
- 3. 国に基本指針の策定を義務付け

労働基準法改正 ※一部を除き、平成31年4月1日施行

労働時間、休憩時間等の規制強化	実効性の担保・確保
<ul style="list-style-type: none">●高度プロフェッショナル制度の導入●企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大 → 行わない <p>1. 労働時間の延長の上限規制 (罰則付)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 原則：月45時間、年360時間○ 臨時：単月100時間、複数月平均80時間、年720時間○ 自動車運転手は、5年後に一般則を適用 <p>2. インターバル(休憩時間)規制の導入</p> <ul style="list-style-type: none">○ 始業後24時間経過までに、インターバル(休憩時間)の付与を義務付け※ 休憩時間は、健康保持、ワークライフバランスを考慮して厚生労働省令で定める <p>3. 裁量労働制適用の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 健康管理時間の記録と上限適用の義務付け ○ 健康確保措置の充実○ 専門業務型：対象労働者への事前通知○ 企画業務型：対象労働者の要件厳格化、同意手続の適正化、撤回の法定 労使委員会決議の指針への適合 使用者の報告義務の拡大、厚労大臣による取りまとめ・公表等 <p>4. 割増賃金率の中小企業への猶予措置の撤廃</p> <p>5. 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務</p> <p>6. フレックスタイム制の見直し</p> <p>7. 週休制の例外についての労使協定の要件化</p>	<p>8. 労働時間管理簿の調製・記入等の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none">○ 使用者の(1)「労働時間管理簿」の調製義務、(2)各労働者について日ごとの始業・終業時刻や労働時間等の記入義務、(3)保存義務(3年間)を規定○ 本人等への開示手続 <p>9. 法令違反行為を行った場合の氏名等の公表</p> <p>10. 企画業務型裁量労働制の利用を中止させる制度</p> <p>11. 罰則の強化及び新設</p> <ul style="list-style-type: none">○ 1. 「労働時間規制」違反(違法な時間外労働をさせた等)の罰則を強化 ⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に引上げ○ 2. 「インターバル(休憩時間)規制」違反 ⇒ 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金○ 8. 「労働時間管理簿の調製等」違反 ⇒ 30万円以下の罰金

労働契約法改正 ※平成31年4月1日施行

労働契約について、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきことを規定



(2-3) 対案（立憲案、国民案）

③ 国会審議

立案依頼

法制度化
の検討

条文化作業

党内手続

提出

国会審議

成立

平成30年5月8日 ⇒ 同日に2法案を提出

立憲民主党案、国民民主党案の2法案が同日に国会へ提出
閣法、立憲民主党の法案、国民民主党の法案の3案が一括して審議されることになった

事前に想定問答・答弁資料を作成し、審議当日も国会答弁を補佐



(3) 修正案

① 立案依頼



平成30年5月中旬

自民、公明、維新、希望の党の間で閣法の一部を修正する修正協議が合意

⇒衆議院法制局に**修正案の立案依頼**

- すでに法案の採決に向けた日程協議が大詰めを迎えていた
- 厳しい時間的制限のもと、**修正案の立案がスタート**

(3) 修正案

② 法制度化検討～国会質疑



平成30年5月23日

修正案の立案(局内審査を経て確定)

「働き方改革関連法案に対する修正案」が自民、公明、維新より提出

平成30年5月25日

衆議院厚生労働委員会にて、①閣法、②立憲民主党案、③国民民主党案、④修正案について審議

②～④について衆議院法制局が立案し、審議をサポート



(3) 修正案 ③ 採決



平成30年5月25日 ⇒ 採決

衆議院厚生労働委員会にて採決
修正案について賛成多数で可決され、修正議決すべきもの
と決せられた

長かった衆議院における審議が終了
感慨もひとしお

(4) 働き方改革関連法案 その後

成立・公布

⇒ 国会により修正された「働き方改革関連法案」が成立
平成30年7月6日法律第71号 公布

まさに「六法全書に残る仕事」



社会に大きな影響を与える法案について、法制面から国会における議論をサポートすることができた



(5) 複数の対案と修正案の補佐

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国民 民主党案	立案 依頼	法制度化 の検討	条文化 作業	党内 手続	提出 ・ 審議	
立憲 民主党案	立案 依頼	法制度化 の検討	条文化 作業	党内 手続	提出 ・ 審議	
修正案					依頼 ・ 法制度化 ・ 条文化 作業 ・ 審議	参議院の 審議・成立

(6) 衆議院法制局の仕事の特徴

- 厳格な守秘義務のもと、公正・中立に各政党・各議員の法案作成をサポート
- 中立とは、一定の距離を置くという意味ではない
- 依頼を受けた全ての政党・議員に対して、**等しく全力で寄り添いサポートする**という意味での中立

全ての政党・会派の議員
をサポートする

衆議院法制局の醍醐味

皆さんと一緒に働ける日が来ることを
楽しみにしています。



ご視聴ありがとうございました。